

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成 18 年 11 月 1 日に住民基本台帳法の一部の改正により、年 1 回以上の閲覧状況を公表することが義務付けられました。野田村における閲覧状況を下記のとおり公表します。

1、期 間 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

2、閲覧状況

(1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条）

閲覧請求団体名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊岩手地方協力本部二戸事務所	自衛官の募集事務に係る広報の用に供するため	平成 30 年 6 月 12 日	平成 4 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

(2) 個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2）

閲覧請求申出者 法人名（氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社	「子供の性被害防止対策に関する世論調査」の実施のため	平成 30 年 7 月 3 日	大字野田第 8 地割 ～ 第 10 地割 満 18 歳以上の日本人男女 (抽出数 13 人)